

ネットワーク 長野県史料協

平成18年度第2回文献史料保存活用講習会講演要旨

文書館実務雑感 一整理（収集・保存）と公開の問題点一

埼玉県立文書館 原 由美子氏

埼玉県立文書館のなりたち

埼玉県立文書館は、県立図書館の内部機関として昭和44年に設立され、50年4月1日図書館から独立しました。私どもの館の歴史は埼玉県情報公開条例が施行された昭和58年です。それに合わせて新庁舎が建設され、公文書公開も進みました。その後地図センターの開設や県史編さん室の移管を受け現在の体制になりました。

埼玉県立文書館の組織は、行政文書・地図センター担当・古文書担当・史料編纂担当の4部門で構成されています。もともと図書館の内部機関から発足した経緯からこのようになっております。

埼玉県立文書館の資料

私どもの文書館では4つの史料を扱っています。1つめは県の行政文書・古文書が、古文書は寄贈、寄託していただいたものを公開しています。2つめは地図資料です。地図は国土地理院作成のもの（過去の地図も含む）や市町村作成の都市計画図なども収集して公開しています。3つめは県史編さん資料で収集した資料を所有者の許諾を取り公開しています。4つめは行政刊行物です。様々なものが出ておりそれを収集しております。その他に図書刊行物も収集しています。

埼玉県行政文書保存システムの現状

埼玉県では行政文書の保存年限が、「1種～6種」まで分けられています。「永年保存」ではなく、「11年以上」保存となっています。上限がないので永久保存と同等です。この年限は、明治29年に作られました。行政文書は、作成年度から11年たつと文書館にくるようなシステムになっています。

作成された公文書は、まず主務課で管理し、その後文書を集中的に管理する文書課へ移ります。第1種文書に関しては6年目から文書館の保存庫で管理されます。保存庫での管理期間に文書館に引き継ぐための整理を行います。集中管理期間が終了した文書は、年度末に目録や現物を見ながら選別・収集します。現地機関の文書は、10年間は出先で保管され、その後選別収集して文書館

に入ります。これらは関係法令や文書館と関係機関との協議書や覚書に基づいて行われています。

行政保存公開システムの歴史

行政文書の管理委任は、県立図書館内部組織の時代から始まり、廃棄文書からの収集作業も行いました。公開に関しては、最初は戦前期公文書のみでしたが、昭和58年の情報公開条例の施行以後格段に進みました。情報公開条例は、県政の重要課題でしたので、戦後の文書に関しても臨時職員の予算を取って整理を行いました。

埼玉県ではうまく情報公開の流れをとらえて戦後期の文書の整理を行うことができました。その整理の時もう一度文書を全部見直し、公開、非公開が誰でも判断できるように簿冊に赤・緑・黄色のシールをはりました。袋がけもその当時の袋がけはのりで貼り付けるという形でしたが、現在は、部分が多くなければ中性紙の袋をかけガチャ玉でとめたり、たくさんの場合は袋がけしたりするなどいろいろなやり方をとっています。

情報公開の中心になるのが行政文書ですが、関係者の協議の中で目録の作成、公開に問題のないものは文書館が分担することが決まっていきました。そこで文書館では戦前の公文書簿冊の件名目録を毎年刊行しました。それは各自治体史や学校史の編さんなどいろいろな方面で利用されました。

戦後、地方自治が変わり県から市町村の管轄となった機関ができました。ですのでその機関の文書保存は、市町村にやってもらわなければなりません。しかし市町村では、史料収集は県の文書館がやってくれると思っています。今後は史料保存の面で市町村と県がしっかりと連携していくかなければなりません。

有期限文書の内、戦後文書に関しては、昭和58年に公開するようになりましたが、首長部局や文書課等の調整に手間どり「歴史的資料の保存及び利用に関する規程の整備」という規程ができたのは平成3年でした。特に問題となったのは30年または50年という経過措置です。文書館では移管したらすぐに公開できるよう主務課

と協議しています。

文書館ができるから公開非公開を最終的に決定する権限は県政情報センターに集中一元化されており、そこから文書館が事務を任せられていました。しかし平成9年に公開非公開の権限が主務課に移管されました。この点に関しては全課に「異議があったら申し出てほしい」旨の文書を配布しながら理解を求めました。後追いで情報公開がやってくる中で、サービスの質を落とさないよう苦心しました。これから新たに体制を作りしていく所では、このような問題は絶対起こってきます。

行政文書の収集

文書作成機関と文書集中管理機関、文書保存機関の関係を円滑にすることが重要です。そのために法令による明確な位置づけが必要です。これをいい加減にやってしまうと、公開で支障をきたします。

しかし、3者の間には、文書保存に関しての「意識のずれ」があります。私たちは、意識のずれを常に考えて行政と対応することが重要ではないかと考えます。何度も説明しても理解してもらえない人には、最終的には強行に主張していかなければ、史料は残っていないと思います。また、文書館の職員の中でも言葉の意味を共通理解しておくことも大切です。

行政文書の保存

保存に関してはセロテープやホッチキスといった便利なものが障害になることがあります。また、1枚ずつ史料をめくって閲覧できる欧米のファイリングシステムは、日本では実現はむずかしい。ですので文書館では文書課から引き継ぐ段階で秩序立て簿冊とした上で閲覧していただいている。

保存文書の配架方法は、受付番号的な機械的な番号で配架しています。受け入れ順にどんどん配架する。そのためには検索手段の整備が必要です。

古文書史料についても保存箱を書架に合ったサイズにし、さらに「前あき」の箱にしています。保存だけでなく出し入れが少しでも楽にできるような方法はないかと考えながらやっています。

保存に関してコピーは大きな問題です。コピーは、一番資料を傷めます。でも複製がほしい人が多い。館では原則戦前の原本はコピー不可にしています。ただやむおえずコピーする時は、職員が行う。保存と利用との両立を考えた時、史料をマイクロフィルムにとって紙焼き本にし、それを自由にコピーしてもらうことがよいと思います。ただ非常に手間がかかります。これらは大きな課題です。

文書の点検に関しては、図書館的な発想ですが、年一回毎年文書の所在の点検確認を行っています。一番上の棚で倒れて見えなかったり、入れ違いがあったりしますが、この点検確認の実行をことある毎にPRしています。

行政文書の整理

行政文書の整理は、現在は原秩序編制でやっています。かつて文書の分類目録を作ったことがあります非常に難しかった。たとえば「就学時の統計」、教育のカテゴリーに位置付きそうなこの文書が、福祉関係の部署から出てきましたこともあります。また、耕地整理や都市計画などの土地関係文書を管轄する組織ごとにまとめようと組織が変わり混乱してしまいます。

私は時代によって分類が変化するのはいいと思います。その事実自体が歴史の事実であり、それを明確にすることが重要であると感じています。資料がどのような経過で作成されたか再編制することが大切です。また、これまでの経験から目録自体が人権侵害にあたるような情報はのせてはいけないが、公開に問題がある文書ほど、内容が分かる整理が必要であると感じています。

データベース化に関しては、利用手続を考えた整理が必要になります。また過信は禁物です。たとえば明治の「さいたま市」と検索してもでてくるわけありませんが、モノが無いわけではありません。

行政文書の閲覧公開

埼玉県立文書館では「提供できる情報はどんどん県民のために公開」しようと考えています。その中で公開できないものがある時には、主務課や文書課と連絡調整をしていきます。

また、文書館が職務上も非常に重要な機関だと言うことを認知させる意味でも、県職員の職務上の利用に関しても便宜を図っています。文書のありかをアドバイスしたり、こちらから「ここにこういう文書がありますよ」と逆に声をかけたりしてアピールしています。

電子公文書等への対応

今一番困っているのは、一つの文書で紙文書と電子文書の併用と保存の問題です。紙と電子が混在している中、それぞれをどう扱っていくのか、電子文書の引継ぎ方法などさまざまな問題があります。

研修会当日、原氏、岸田氏とも詳しい資料に基づき具体的な事例をお話してくださいました。講演テーマを起こしてありますので、資料と共に必要な方は事務局までご連絡ください。

長野県の情報公開の現状と課題

長野県総務部情報公開・法務課 課長補佐 岸田 守氏

長野県の情報公開制度の概要

情報公開制度の沿革：長野県は都道府県の中で 3 番目、昭和 59 年 10 月に「長野県公文書公開条例」が施行され、平成 14 年 4 月に改正され現在に至っている。

文書管理システム：長野県での文書の扱いは「文書規定」に文書の收受から廃棄までの流れが定められている。規定に基づき、目録搭載を目指し開発したシステムを平成 15 年から動かしている。運用してみるといくつかの問題が出てきている。①決裁文書を組織の中で電子データだけで回議することがやりにくく、使用頻度が上がっていないこと、②電子文書として保存した場合の原本性の保証の確保できるか、③文書の廃棄の手続きを厳密しかもスムーズに行うことができるか、などである。

情報公開の流れと問題点

公開請求：請求があると対象公文書を特定し、公開非公開の決定を行い、結果を 15 日以内に通知する。公開決定等は、許認可同様「行政処分」の一つである。「処分」であるので、不服申し立てや裁判に訴えることができる。

公開決定：決定は「実施機関」で行う。

情報公開の手続：最も苦慮し、トラブルが多いのは、どのように決定するかで、問題となるのは「個人に関する情報」である。規定の但し書きの解釈運用で難しい判断を要求され、それとともに問題となるのは「部分公開」である。特に個人情報の場合、削る部分を特定する場面で苦慮することがある。非公開の部分を取り除くと残りの文書の意味がなくなる場合、非公開部分と公開部分の分離が難しい場合、公開の方法、あるいは非公開にするか判断が難しくなることがある。

閲覧等の実施：「大量請求」の問題がある。これは作業の段階で請求者と相談しながら絞り込んで、段階的に開示する方法をとったこともある。大量請求はコピーもある。最近は請求者の方に来ていただいた時にコピーしていただくこともある。

非公開等決定に不服がある場合：請求者は不服申し立てができるが、その文面を落としてクレームがきたことがある。決定書一つでも行政処分であるで細かいところにまで目を配っていくことが必要である。一部公開非公開の場合には、理由をきちんと書くように指示している。

情報公開の現状

公文書公開請求の件数：平成 13 年から一気に請求件数が増加している。近年 2 ~ 4000 件の間で推移している。公開請求に対する処理状況：平成 17 年度、全面公開 57% 部分公開 35.9% 非公開 1.6% 拒否・不存在 5.3% この比率はここ数年変化はない。

部分公開・非公開の理由（平成 17 年）：個人情報関係 73% 法人の不利益情報 16.4% 事務に支障 7.9% 個人情報を守ることを考えた結果である。

請求件数の実施機関内訳（平成 17 年）：知事部局・経営戦略局 7.1% 衛生部 46% 生活環境部 13.2% 土木部 11% 教育委員会 4% 17 年度は衛生部が特に多い。例年は生活環境部や土木部が 1, 2 位をしめる。

不服申し立ての審査状況：ここ数年非常に増加している。審査会の回数も月 2 回の割合で開いて判断している。

審査会で「公開すべき」と判断された事例

①環境アセスメント調査員の経歴：産廃施設の環境アセス調査員に関する請求で調査員の経歴は個人情報であると非開示にした。しかし「それこそが一番知りたい情報」と申し立てがあり、審査会では、専門的な調査能力がある人物かは県民の重要な关心事である。その調査員の経歴（最終学歴、入社年度）はその専門的能力を推測する上で相当の意味を持っているということで氏名は非開示ですが、経歴は開示すべきという判断を示した。

②温泉湧出地所有者個人の氏名：温泉ゆう出地の所在地は公表され、その所在地情報から土地所有者の氏名は、土地登記簿で確認することができる。従って条例 7 条第 2 号但し書きアの「公にされることが予定されている情報」に該当し、公開すべきと判断された。

その他

申請・届け出等の電子システム導入：平成 19 年 4 月から一部導入を始める予定である。うまくいけば情報公開請求をメールで行えるようにしたい。

時限公開制度の導入：県の場合非公開文書は膨大な数に上る。20 年間保管する場所が必要になる。簡単に実施はできないのではないか。

電子メールの公文書性：県では一定の方針は出したが、この件に関しては検討途上である。

（その他多くの事例が紹介され、その中の問題点について解説していただきました。）

蔵書保存の現状と課題

朝日村立朝日村図書館

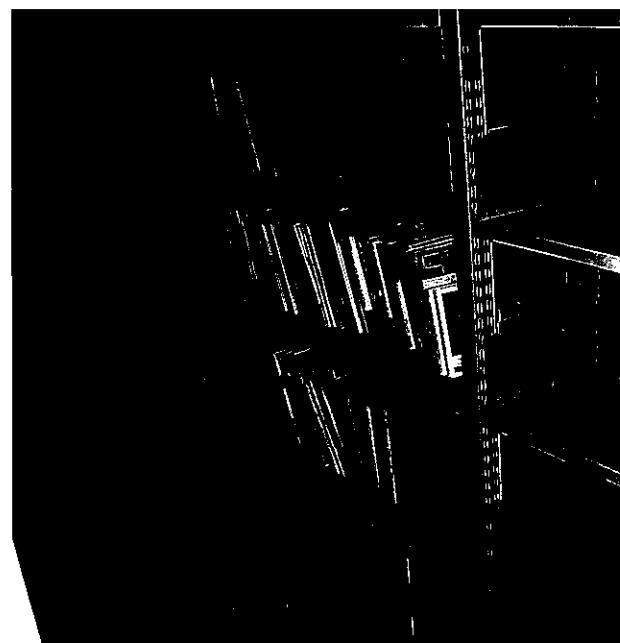
旧図書館蔵書の保存

朝日村図書館の歴史は古く、初めて設置されたのは大正 11 年にまで遡ります。村の青年会が中心となり、村民の寄付により図書館が建てられました。当時、図書館の管理は青年会や朝日小学校の職員が行っていましたが、昭和 6 年に農村図書館としては全国最初の文部省表彰を受けるほど充実した図書館が整備されました。戦時中は図書館の活動も一旦停止しますが、昭和 39 年、図書館設置条例を制定し、公民館の管轄で活動を再開します。長い歴史を刻んだ土蔵造りの図書館は、蔵書とともに当時の面影を留めたまま平成 14 年まで残されていましたが、既に建物も蔵書も使われなくなつてから久しく、平成 9 年に新図書館が隣接されることもあり、取り壊すことになりました。建物ごと移築保存するという案もあったのですが、今後の維持管理を考えると経済的負担も大きいため、蔵書のみ保存しておくことに決定しましたが、そこでまた保存する蔵書の選別が問題となりました。まずは、すべて保存するだけの価値があるか松本市文書館に調査を依頼したところ、蔵書の内容だけでなく、分類や配架の状態も含めて当時の充実ぶりが窺えるとの報告をいただき、約 7000 冊の蔵書すべてを保存することとなりました。古書の保存方法等についてもアドバイスしていただき、配架されていた棚のとおりコンテナに積めて燻蒸し、可動式書架に再度同じ配架で収めました。この可動式書架は旧図書館蔵書の保存が決まってから新たに設置したもので、現在の図書館にはスペ



旧図書館蔵書を収めた歴史民俗資料館収蔵庫の可動式書架

スがなかったため、近くにある歴史民俗資料館の収蔵庫を改造して設けました。この収蔵庫は歴史民俗資料館と接続して増築された美術館と兼用になっており、収めた蔵書は閑架式で保管されていますが、希望者はあらかじめ予約をしていただいた上で、閲覧できるようにしています。



書架を一列切り納め会津八一関連コレクション（中央の列）

新たなコレクション～今後の課題

このたび、村内在住の会津八一研究者より、八一に関する貴重な書籍資料 163 冊が図書館に寄贈されました。会津八一は新潟出身の歌人・書家・美術史家と多面的な顔を持つ多才な人物ですが、昭和 5 年から 8 年にかけて 4 年連続で朝日村を訪れ、仏教美術に関する講演を行いました。その際、朝日村図書館に『研精覃思』（けんせいたんし）と揮毫した書を贈ってくれ、館内に掲げられていました。現在は美術館で保管・展示しています。美術館に八一の書があること、資料館に旧図書館の蔵書が収蔵されていることから、寄贈本もそちらに保管することになりました。大正 13 年に出版された会津八一初の歌集『南京新唱』の初版本をはじめ、現在までの八一に関する出版物を隈なく網羅した貴重なコレクションですので、今後は研究資料として活用していただけるよう、関係機関の事例を参考に資料提供の手段を研究中です。

（木下真由美）

「壳木村誌」発刊される

平成 10 年に村制 50 周年記念事業の一環として村誌の刊行が企画されました。以来 8 年がかりで、平成 18 年 10 月大勢の皆様のご協力により待望の「壳木村誌」が発刊されました。

壳木村では、村誌の発刊は 2 回目となります。初回発刊に携わった方々の熱き思いをよみがえらせ、前回村誌以後の村の歩みを新たな史料として加えました。そればかりではなく、より広範な村の自然や文化を掲載しています。さらに今残すべき戦争の体験や当時の村の様子も記録し、収録することができました。

ふるさと壳木をさまざまな角度から解き明かし、未来に向かう道標として壳木村にゆかりのある方、歴史や自然に興味のある方など、多くの皆様方に購読いただければ幸いです。

構成内容

◎上巻 (558 ページ)

第一編 自然 第二編 原始・古代 第三編 中世・近世

第四編 社寺・文化財 付 壳木村の地名考

◎下巻 (804 ページ)

第五編 近代 第六編 現代 第七編 教育 第八編 民俗

仕様

B5 版 上製本 丸背 各巻ケース入

口 絵 上下巻各 8 ページ カラー

本文文字 10 ポ 2 段組 (植物編は 9 ポ) 自然編カラーページ

執筆委員

鵜倉健次 亀岡良通 竹村元志 浅野一男 熊谷聖秀 今村善興

浅井舍人 松澤英男 矢崎晴美 松村喜美雄

価格

上下巻セット販売

10,500 円 (送料含)

問い合わせ・申し込み先

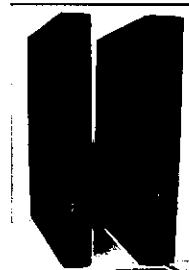
〒 399-1601 長野県下伊那郡壳木村 915-2

壳木村教育委員会

電話 0260-28-2677

FAX 0260-28-2678

E-mail kyoiku@urugij.jp



(文責：飯田市歴史研究所 稲原明)

中川村歴史民俗資料館収蔵目録 役場行政文書・考古資料

中川村では、今年度上記の目録を刊行されました。県内では古文書目録を刊行した自治体はいくつかあります。明治以降の行政文書の目録化は遅れているのが現状です。

目録に掲載された行政文書数は、明治・大正・戦前

の文書を中心に 4,000 点余ですが、明治大正期のものの保存がよかつたことに驚かされます。こうした史料が必ずや未来の地域を創る糧となることを信じてやみません。中川村の英断とご努力に敬意を表します。

(文責：長野県立歴史館 前澤 健)

大町市清水家文書の公開

長野県立歴史館

平成 11 年から行っていた大町市清水家文書の整理が完了し、公開することになりました。

清水家文書とは

清水家は、近世松本藩松川組大庄屋をつとめ、明治維新後も常盤村村長などの公職を歴任しました。清水家文書とは、近世以来の清水家の公私に渡る活動の結果生み出されたものです。その存在は、『近世村落自治史料集』第一輯（昭和 29 年）に収録されるなど、古くから注目されてきました。

今回公開した文書は、約 46,000 点です。その内容は大きく 5 つに分けられます。

- ①松川組文書（大庄屋文書）
- ②上一本木村村方文書（庄屋・越庄屋文書）
- ③常盤村関係文書（近代戸長、村政等文書）
- ④近代の役職関係文書（県外議員・学区取締等文書）
- ⑤清水家「家」文書
- ⑥陸軍関係文書



黒船再来航時出府の記録より

近代のアーカイブス清水家文書

清水家文書の整理を行っていく中で、松川組の村むらから提出された文書が綴られていたり、帳簿が年ごとに袋に入れられていたりするものが多く見られました。清水家では、18世紀後半以降文書を整理し、保存するようになったと思われます。その一方保存しなくてよい文書は、反故紙として袋などに再利用されました。このように整理された文書は、文庫蔵に保管されました。明治以降の当主も公私に渡る文書を整理し、私たちに残してくれました。このようにして残された文書は、アーカイブスであり、文書を次の世代に残していく姿勢は、私たちも大いに学ばなければならないと思います。

異色の文書群 一陸軍大学史料一

清水家文書の中で異彩を放つのが約1,800点の「陸軍大学史料」史料です。陸軍大学は、戦前陸軍の参謀育成を目的に設置された高等教育機関でした。終戦後その

編集後記

「ネットワーク史料協」第7号をお届けします。ご多忙中に関わらず原稿をお寄せいただいた方々にこの場を借りて感謝いたします。

ネットオークションを継続的に観察していると、近世近代を問わずさまざまな古文書が売りに出されており、史料保存に関わるものとしてじゅくじたる思いです。流出した古文書の所蔵者にもそれぞれの事情があり、史料保存の立場だけで物を申すことはできませんが、このことは日常の私たちの活動のあり方も考えさせられます。

日頃から古文書の所蔵者とコンタクトを取ったり、史料は個人の所有物であるとともに地域の宝でもあることを折りに触れて話しをしておくことが、いざという時に役に立つのではないでしょうか。

都市への一極集中が進む一方、山村では限界集落が出現してきている現在、人と人とのつながりを大切にした

ネットワーク 長野県史料協

史料の多くは、焼却されほとんど残っていません。そのため防衛省防衛研究所でも40点ほどしか所蔵せず、清水家文書の陸軍大学史料は、現在のところ陸軍大学の一一番まとまった史料群といえます。

清水家文書の陸軍大学史料は、入試問題にはじまり、想定問題やそれに対する「答解」(陸軍大学の用語)、講義プリント類をはじめ、陸軍大学での教育課程がわかるものです。講義に使われたプリントには「日本ノ将校以外閲覧を禁ズ」とかかれているものもあります。史料は、酸性紙に書かれているものが多く、劣化が進んでおり、閲覧には細心の注意が必要です。

清水家文書は、これまで大庄屋文書が注目されてきていましたが、陸軍大学をはじめさまざまの文書群から成り立っています。清水家文書を積極的に利用していただきたいと思っています。



陸軍大学でのレポート「答解」

(長野県立歴史館 前澤 健)

史料保存のあり方の大切さを痛感しています。

来年度も関係する皆様にご協力を得ながら県史料協の活動を進めてまいりたいと思います。

お知らせ

◇平成19年度長野県史料保存活用連絡協議会総会

6月1日(金) 南木曽町博物館

◇平成19年度長野県立歴史館文献史料保存活用講習会

10月12日(金) 長野県立歴史館(予定)

事務局 長野県立歴史館 文献史料課

〒387-0007 長野県千曲市屋代清水260-6

Tel 026-274-3993

Fax 026-274-3996